

避難行動要支援者台帳への登録制度をご存じですか？

町では、災害が発生した場合に、自力での避難が困難な高齢者や障がい者の方（避難行動要支援者）が、安全な場所に避難するために、地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくりのために「避難行動要支援者台帳」への登録を推進しています。

この制度は、ご本人の周りにお住まいのみなさん（地域支援者）に見守っていただく体制を整え、災害の発生が予想される時には危険が迫っていることの連絡や、一緒に避難してもらうなどの支援をしていただくことを目的としています。

■避難行動要支援者とは

災害が発生した場合に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方です。

具体的には、在宅の「心身が不自由な高齢者や障がい者」の方、家族の支援が受けられない「ひとり暮らしの高齢者」の方などです。

おおむね次の基準に該当する方となります。

1. ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の方（75 歳以上）
2. 寝たきり（要介護 3 以上）の方
3. 認知症（要介護 3 以上）の症状を有する方
4. 身体障害者手帳（1・2 級）の交付を受けている方
5. 療育手帳（㉔，A）の交付を受けている方
6. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

■地域支援者とは

避難行動要支援者に対するふだんからの見守りや、災害が発生した時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援を心がけていただく近隣住民の方です。

■登録方法

登録場所：健康福祉課 社会福祉係 ⑤番窓口

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（役場閉庁日を除く）

申請書については、役場⑤番窓口または町公式ホームページから取得できます。



■登録後について

災害時に情報伝達・安否確認等第三者からの支援を受けられるようになります。

■注意事項

登録を希望する方は、災害時に支援を受けるために必要な個人情報を関係支援団体（消防署、消防団、自主防災組織、担当民生委員児童委員）等へ提供することに同意していただける方となります。

○お問い合わせ 健康福祉課 社会福祉係 ☎(84)0006(直通)